

令和2年3月30日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

再処理工場、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、低レベル放射性廃棄物埋設センター、ウラン濃縮工場、東通原子力発電所に関する報告等について

日本原燃（株）及び東北電力（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

○再処理工場

- ・定期報告
- （１）使用済燃料の受入れ量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（令和2年2月分）
- （２）主要な保守状況（令和2年2月分）
- （３）アクティブ試験実施状況（令和年2月分）
- （４）放射性物質の放出状況（令和年2月分）
- （５）放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和年2月分）
- ・令和2年度品質保証の実施計画書

○高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター

- ・定期報告
- （１）ガラス固化体受入れ・管理数量及び主要な保守状況（令和2年2月分）
- （２）放射性物質の放出状況（令和2年2月分）
- （３）放射性液体廃棄物の保管廃棄量（令和年2月分）
- （４）放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和年2月分）
- ・令和2年度品質保証の実施計画書

○低レベル放射性廃棄物埋設センター

- ・定期報告
- （１）廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況（令和2年2月分）
- （２）放射性物質の放出状況（令和2年2月分）
- （３）放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和2年2月分）
- （４）地下水中の放射性物質の濃度の測定結果（令和2年2月分）
- ・令和2年度品質保証の実施計画書

○ウラン濃縮工場

・定期報告

- (1) 運転状況及び主要な保守状況（令和2年2月分）
- (2) 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況（令和2年2月分）
- (3) 放射性廃棄物の保管廃棄量（令和2年2月分）

・令和2年度品質保証の実施計画書

○東通原子力発電所

・定期報告

- (1) 運転状況（令和2年2月分）
- (2) 使用済燃料の貯蔵状況（令和2年2月分）
- (3) 主要な保守状況（令和2年2月分）
- (4) 放射性固体廃棄物の保管量（令和2年2月分）
- (5) 放射性物質の放出状況（令和2年2月分）

報道機関用提供資料（連絡先）	
担当課	危機管理局原子力安全対策課 課長代理 三上浩昭
電話番号	(内線) 6 4 8 7
	(直通) 0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 5 3
報道監	危機管理局 次長 松野安弘

六ヶ所再処理工場に係る定期報告書
(令和2年2月報告)

2019再計発第387号
令和2年3月30日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
安田 浩 殿

日本原燃株式会社
代表取締役副社長
副社長執行役員
再処理事業部長
津幡 俊

六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 再処理工場の運転保守状況
 - (1) 使用済燃料の受入れ量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（実績）
 - (2) 主要な保守状況
 - (3) 放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
 - (4) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
 - (5) アクティブ試験実施状況
2. 放射性物質の放出状況
3. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量

1. 再処理工場の運転保守状況

(1) 使用済燃料受入れ量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（実績）

（令和2年2月分）

（使用済燃料）

		受入れ量		再処理量		在庫量（月末）	
		体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)
PWR 燃料	当 月	0	0	0	0	3486	約1484
	累 計	3942	約1690	456	約206		
BWR 燃料	当 月	0	0	0	0	8583	約1484
	累 計	9829	約1703	1246	約219		
合計	当 月	0	0	0	0	12069	約2968
	累 計	13771	約3393	1702	約425		

(製品)

	生産量	
	ウラン製品	プルトニウム製品
当 月	0 トンU	0 k g
累 計	約 3 6 6 トンU	約 6 6 5 8 k g

(注1) 使用済燃料のウラン量は、照射前金属ウラン質量換算とする。

(注2) ウラン製品量は、ウラン酸化物製品の金属ウランの質量換算とする。なお、ウラン試験に用いた金属ウラン（51.7tU）は、ウラン製品には含めていない。

(注3) プルトニウム製品量は、ウラン・プルトニウム混合酸化物の金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算とする。

(2) 主要な保守状況 (令和2年2月分)

再処理施設保安規定に基づく施設定期自主検査

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、プール水浄化・冷却設備、安全冷却水系 (使用済燃料の受入れ及び貯蔵用)、せん断処理・溶解廃ガス処理設備、溶解設備、分配設備、精製施設、プルトニウム精製設備、高レベル廃液ガラス固化設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、分離建屋塔槽類廃ガス処理設備、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備、分離建屋換気設備、液体廃棄物の廃棄施設、安全圧縮空気系、安全蒸気系、補給水設備、非常用所内電源系統、漏えい検知装置等、その他再処理設備の附属施設

(3) 放射線業務従事者の被ばく状況 (令和 年度第 四半期分)

	放射線業務従事者数 (人)	線量 (m S v) 区分別放射線業務従事者数 (人)					
		5以下 (注1)	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの
当該四半期							
年度							

(注1) 被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 四半期毎の報告月に限り記載する。(年度については第4四半期に限り記載する。)

(4) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況 (令和 年度第 四半期分)

放射線業務従事者数 (人)	3月間の線量 (m S v) 区分別放射線業務従事者数 (人)			
	1以下 (注1)	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの

(注1) 被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

(注3) 四半期毎の報告月に限り記載する。

(5) アクティブ試験実施状況 (令和2年2月分)

建屋	設備	試験の実施状況	進捗率 (%)
前処理建屋	燃料供給設備、せん断処理設備、溶解設備、清澄・計量設備	—	100 (平成18年3月31日より開始)
分離建屋	分離設備、分配設備、酸回収設備、溶媒回収設備、高レベル廃液処理設備	(使用済み硝酸処理)、(使用済み有機溶媒処理)、(廃液処理)	100 (平成18年4月16日より開始)
精製建屋	ウラン精製設備、プルトニウム精製設備、酸回収設備、溶媒回収設備	(使用済み硝酸処理)、(使用済み有機溶媒処理)	100 (平成18年4月18日より開始)
低レベル廃液処理建屋	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物放出量確認試験、(廃液処理)	90 (平成18年4月11日より開始)
分析建屋	分析設備	(試料分析及び分析機器校正)	100 (平成18年5月23日より開始)
ウラン脱硝建屋	ウラン脱硝設備	—	100 (平成18年10月4日より開始)
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	—	100 (平成18年10月28日より開始)
低レベル廃棄物処理建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(廃棄物処理)	100 (平成18年5月10日より開始)
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(廃棄物処理)	100 (平成18年5月22日より開始)
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化設備	(廃液の受入れ)、(廃棄物の貯蔵)	79 (平成18年5月31日より開始)
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取扱い等)	100 (平成18年3月31日より開始)
その他 (再処理施設全体として行うもの)	—	気体廃棄物放出量確認試験、線量当量率及び空気中の放射性物質濃度確認試験、再処理施設全体の処理性能確認試験、核燃料物質の物質収支確認	87 (平成18年3月31日より開始)
総合進捗率			96

〈注記〉

- 低レベル廃液処理建屋
液体廃棄物放出量確認試験 : 低レベル廃液処理設備で処理された液体廃棄物の放出放射エネルギーを確認する。

- 再処理施設全体として行うもの
 - 気体廃棄物放出量確認試験 : 使用済燃料を処理することにより発生する気体廃棄物の放出放射エネルギーを確認する。
 - 線量当量率及び空気中の放射性物質濃度確認試験 : 所定の場所における線量当量率及び空気中の放射性物質濃度の確認を行う。
 - 再処理施設全体の処理性能確認試験 : 再処理施設全体の処理能力を確認する。
 - 核燃料物質の物質収支確認 : 再処理施設全体における核燃料物質の物質収支を確認する。

- 試験運転の一環として行うもの
 - 使用済み硝酸処理 : 試験運転に係る作業により発生する使用済み硝酸の処理を行う。
 - 使用済み有機溶媒処理 : 試験運転に係る作業により発生する使用済み有機溶媒の処理を行う。
 - 廃棄物（廃液）処理 : 試験運転に係る作業により発生する廃棄物（廃液）の処理を行う。
 - 試料分析及び分析機器較正 : 試験運転に係る作業により発生する試料の分析を行う。また分析用標準核燃料物質（ウラン同位体標準、ウラン純度標準、トリウム純度標準、プルトニウム同位体標準、プルトニウム純度標準等）を使用し、分析機器の較正等を行う。
 - 廃液の受入れ : 試験運転に係る作業により発生する廃液の受入れを行う。
 - 廃棄物の貯蔵 : 試験運転に係る作業により発生する固体廃棄物については、それぞれの貯蔵設備で保管廃棄する。
 - チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取扱い等 : アクティブ試験に用いる使用済燃料について、チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取り外し及び切断処理、前処理建屋への移送などを適宜実施する。

2. 放射性物質の放出状況（令和2年2月分）

（1）放射性液体廃棄物の放射性物質の放出量

核種 (測定の箇所)	当月の* 放出量	当月までの累積放出量*					年間放 出管理 目標値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
H - 3 (放出前貯槽)	1.4×10^9 (Bq)	4.7×10^9 (Bq)	4.0×10^9 (Bq)	5.3×10^9 (Bq)	1.4×10^9 (Bq)	1.5×10^{10} (Bq)	1.8×10^{16} (Bq)
I - 129 (放出前貯槽)	1.2×10^6 (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	5.7×10^6 (Bq)	1.2×10^6 (Bq)	7.0×10^6 (Bq)	4.3×10^{10} (Bq)
I - 131 (放出前貯槽)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	1.7×10^{11} (Bq)
その他 α 線を放出する核種 (放出前貯槽)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	3.8×10^9 (Bq)
その他 α 線を放出しない核種 (放出前貯槽)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	2.1×10^{11} (Bq)

（2）放射性気体廃棄物の放射性物質の放出量

核種 (測定の箇所)	当月の* 放出量	当月までの累積放出量*					年間放 出管理 目標値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
Kr - 85 (排気口)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	3.3×10^{17} (Bq)
H - 3 (排気口)	6.9×10^9 (Bq)	1.9×10^{10} (Bq)	1.4×10^{10} (Bq)	1.8×10^{10} (Bq)	1.3×10^{10} (Bq)	6.5×10^{10} (Bq)	1.9×10^{15} (Bq)
C - 14 (排気口)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	5.2×10^{13} (Bq)
I - 129 (排気口)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	1.1×10^{10} (Bq)
I - 131 (排気口)	9.7×10^5 (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	1.1×10^6 (Bq)	1.1×10^6 (Bq)	1.7×10^{10} (Bq)
その他 α 線を放出する核種 (排気口)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	3.3×10^8 (Bq)
その他 α 線を放出しない核種 (排気口)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	ND (Bq)	9.4×10^{10} (Bq)

(注) NDは、検出限界未満を示す。

* 放出量については、端数処理をしている。

3. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和2年2月分）

放射性廃棄物の種類	当月の保管廃棄量	累計保管廃棄量
ガラス固化体	0（本）	346（本）
ハル及びエンドピース	0（本）	221（本）
チャンネルボックス及びバーナブルポイズン	0（本）	252（本）
雑固体廃棄物等	110（本）	47783（本）
廃樹脂及び廃スラッジ	0（m ³ ）	47.2（m ³ ）

（注1）ハル及びエンドピースについては、1,000ℓ容器の本数とする。

（注2）チャンネルボックス及びバーナブルポイズン並びに雑固体廃棄物等の量については、200ℓドラム缶に換算した本数で示す。

令和2年度品質保証の実施計画書

2019安品品発第68号

令和2年 3月30日

青森県知事

三村 申吾 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の品質保証の実施計画について別紙のとおり報告します。

以上

六ヶ所再処理工場 令和2年度 品質保証の実施計画

I. 品質保証の実施計画

1. 保安活動の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムが適切、妥当かつ有効であることが継続していることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「再処理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

(5) 保安活動の実施

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施する。

(6) 調達

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い、再処理施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

(8) 不適合管理

監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質保証活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会により、当社全体の品質保証活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質保証活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援するとともに、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(3) 新検査制度への対応

新検査制度を踏まえた品質マネジメントシステムを活用し、安全性向上に向けた活動を推進する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質保証活動を推進する。(年1回以上)

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会(再処理事業所)及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質保証活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

5. その他

(1) 品質保証大会の開催

(2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

以 上

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに係る定期報告書
(令和2年2月報告)

2019再計発第394号
令和2年3月30日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
安田 浩 殿

日本原燃株式会社
代表取締役副社長
副社長執行役員
再処理事業部長
津幡 俊

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 廃棄物（ガラス固化体）受入れ・管理数量及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質の放出状況
5. 放射性液体廃棄物の保管廃棄量
6. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量

1. 廃棄物（ガラス固化体）受入れ・管理数量及び主要な保守状況（令和2年2月分）

1 ガラス固化体受入れ数量

月計	0 (本)
累計	1830 (本)

2 ガラス固化体管理数量

月計	0 (本)
累計	1830 (本)

3 主要な保守状況

廃棄物管理施設保安規定に基づく施設定期自主検査

ガラス固化体の冷却空気温度の測定等を行う計測制御設備、収納管排気設備の入口圧力の測定等を行う計測制御設備、廃水貯槽の漏えい水の検知装置

2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）

	放射線業務従事者数 (人)	線量 (mSv) 区分別放射線業務従事者数 (人)					
		5以下 (注1)	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの
当該四半期							
年度							

(注1) 被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）

放射線業務従事者数 (人)	3月間の線量 (mSv) 区分別放射線業務従事者数 (人)			
	1以下 (注1)	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの

(注1) 被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

(注3) 四半期毎の報告月に限り記載する。

4. 放射性物質の放出状況（令和2年2月分）

放射性廃棄物の種類		測定箇所	平均濃度
気体	放射性ルテニウム	排気口	N D (Bq/cm ³)
	放射性セシウム	排気口	N D (Bq/cm ³)

(注) NDは、検出限界未満を示す。

5. 放射性液体廃棄物の保管廃棄量（令和2年2月分）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累計保管廃棄量
液体	0 (m ³)	2.919 (m ³)

6. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和2年2月分）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累計保管廃棄量
固体	0 (本)	1080 (本)

(注) 当該廃棄物貯蔵管理センターから発生した放射性固体廃棄物の量を200gドラム缶に換算した本数で示す。

令和2年度品質保証の実施計画書

2019安品品発第67号

令和2年 3月30日

青森県知事

三村 申吾 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の品質保証の実施計画について別紙のとおり報告します。

以 上

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 令和2年度 品質保証の実施計画

I. 品質保証の実施計画

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムが適切、妥当かつ有効であることが継続していることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

(5) 保安活動の実施

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時等の措置に係る業務を実施する。

(6) 調達

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

(8) 不適合管理

監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質保証活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会により、当社全体の品質保証活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質保証活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援するとともに、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(3) 新検査制度への対応

新検査制度を踏まえた品質マネジメントシステムを活用し、安全性向上に向けた活動を推進する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質保証活動を推進する。(年1回以上)

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会(再処理事業所)及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質保証活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

5. その他

(1) 品質保証大会の開催

(2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

以 上

廃棄物埋設センターに係る定期報告書
(令和2年2月報告)

2019埋計発第269号
令和2年3月30日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
安田 浩 殿

日本原燃株式会社
常務執行役員
埋設事業部長
重光 雄 二

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質の放出状況
5. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量
6. 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果

1. 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況（令和2年2月分）

	令和2年2月	年度計
受入れ数量(本)	2, 5 5 2	7, 3 6 2
埋設数量(本)	7 2 0	8, 0 4 0
主要な保守状況	実績なし	
(備考) ・前年度までの累積埋設本数：3 0 2, 6 9 9 本		

2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）

	放射線業務従事者数(人)	線量 (m S v) 区分別放射線業務従事者数 (人)					
		5 以下 (注1)	5 を超え 15 以下	15 を超え 20 以下	20 を超え 25 以下	25 を超え 50 以下	50 を超えるもの
当該四半期							
年度							

(注1) 被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 四半期毎の報告月に限り記載する。(年度については第4四半期に限り記載する。)

3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）

放射線業務従事者数(人)	3月間の線量 (m S v) 区分別放射線業務従事者数 (人)			
	1 以下 (注1)	1 を超え 2 以下	2 を超え 5 以下	5 を超えるもの

(注1) 被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

(注3) 四半期毎の報告月に限り記載する。

4. 放射性物質の放出状況（令和2年2月分）

放射性廃棄物の種類		測定箇所	平均濃度
気体	H-3	排気口	放出実績なし (Bq/cm ³)
	Co-60	排気口	放出実績なし (Bq/cm ³)
	Cs-137	排気口	放出実績なし (Bq/cm ³)
液体	H-3	サンプルタンク	放出実績なし (Bq/cm ³)
	Co-60	サンプルタンク	放出実績なし (Bq/cm ³)
	Cs-137	サンプルタンク	放出実績なし (Bq/cm ³)

5. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和2年2月分）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量（本）	累積保管廃棄量（本）
固体	0	0

（注）当該廃棄物埋設センターから発生した放射性固体廃棄物の量を200 $\frac{1}{2}$ ドラム缶に換算した本数で示す。

6. 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果（令和2年2月分）

測定結果 測定の箇所	H-3 (Bq/cm ³)	Co-60 (Bq/cm ³)	Cs-137 (Bq/cm ³)
地下水監視設備（1）	ND	ND	ND
地下水監視設備（2）	ND	ND	ND
地下水監視設備（3）	ND	ND	ND
地下水監視設備（4）	ND	ND	ND
地下水監視設備（5）	ND	ND	ND
地下水監視設備（6）	ND	ND	ND
地下水監視設備（7）	ND	ND	ND

（注）NDは検出限界未満を示す。

令和2年度品質保証の実施計画書

2019安品品発第66号

令和2年 3月30日

青森県知事

三村 申吾 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の品質保証の実施計画について別紙のとおり報告します。

以 上

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター 令和2年度 品質保証の実施計画

I. 品質保証の実施計画

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、監査室長、安全・品質本部長及び埋設事業部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムが適切、妥当かつ有効であることが継続していることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、安全・品質本部長及び埋設事業部長は、「廃棄物埋設施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

(5) 保安活動の実施

埋設事業部長は、文書類に従い、廃棄物埋設管理、保安のために講ずべき措置、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時等の措置に係る業務を実施する。

(6) 調達

埋設事業部長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い、埋設施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

(8) 不適合管理

監査室長、安全・品質本部長及び埋設事業部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、安全・品質本部長及び埋設事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

埋設事業部長は、文書類に従い、埋設施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質保証活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会により、当社全体の品質保証活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質保証活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援するとともに、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(3) 新検査制度への対応

新検査制度を踏まえた品質マネジメントシステムを活用し、安全性向上に向けた活動を推進する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質保証活動を推進する。(年1回以上)

(2) 埋設事業部と協力会社との連携

埋設事業部長は、日本原燃安全推進協議会(埋設事業部)及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質保証活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

5. その他

- (1) 品質保証大会の開催
- (2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

安全・品質本部長及び埋設事業部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

以 上

ウラン濃縮工場に係る定期報告書
(令和2年2月報告)

2019 濃計発第 198 号
令和 2 年 3 月 30 日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
安田 浩 殿

日本原燃株式会社
常務執行役員
濃縮事業部長
横村 忠幸

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 運転状況及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況
5. 放射性廃棄物の保管廃棄量
6. 核燃料物質の在庫量
(半期毎の報告月に限り記載する。)

1. 運転状況及び主要な保守状況（令和2年2月分）

		令和2年2月
運 転 状 況	RE-1A	※1
	RE-1B	※2
	RE-1C	※3
	RE-1D	※4
	RE-2A	※5
	RE-2B	※6
	RE-2C	※7
主要な保守状況		加工施設保安規定に基づく施設定期自主検査 ・UF6処理設備 ・均質・ブレンディング設備 ・付着ウラン回収設備 ・搬送設備 ・気体廃棄物廃棄設備 ・液体廃棄物廃棄設備 ・非常用設備
(備考)		
※1 RE-1A：生産運転停止中（H12. 4. 3～） ※2 RE-1B：生産運転停止中（H14. 12. 19～） ※3 RE-1C：生産運転停止中（H15. 6. 30～） ※4 RE-1D：生産運転停止中（H17. 11. 30～） ※5 RE-2A：生産運転停止中（H29. 9. 12～） ※6 RE-2B：生産運転停止中（H22. 12. 15～） ※7 RE-2C：生産運転停止中（H20. 2. 12～）		

2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）

ウラン濃縮施設

	放射線業務従事者数（人）	線量（mSv）区別放射線業務従事者数（人）					
		5以下 （注1）	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの
当該四半期							
年度							

その他施設（研究開発棟）

	放射線業務従事者数（人）	線量（mSv）区別放射線業務従事者数（人）					
		5以下 （注1）	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの
当該四半期							
年度							

（注1）被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2）四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する）

3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）

ウラン濃縮施設

放射線業務従事者数（人）	3月間の線量（mSv）区別放射線業務従事者数（人）			
	1以下 （注1）	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの

その他施設（研究開発棟）

放射線業務従事者数（人）	3月間の線量（mSv）区別放射線業務従事者数（人）			
	1以下 （注1）	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの

（注1）被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2）妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3）四半期毎の報告月に限り記載する。

4. 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況（令和2年2月分）

ウラン濃縮施設

放射性廃棄物等の種類		測定箇所	平均濃度
ウラン	気体	排気口	ND (Bq/cm ³)
	液体	処理水ピット	ND (Bq/cm ³)
フッ素化合物	気体 (HF)	排気口	ND (mg/m ³)
	液体 (F)	処理水ピット	ND (mg/リットル)

その他施設（研究開発棟）

放射性廃棄物等の種類		測定箇所	平均濃度
ウラン	気体	排気口	ND (Bq/cm ³)
	液体	処理水ピット	放出実績なし (Bq/cm ³)
フッ素化合物	気体 (HF)	排気口	ND (mg/m ³)
	液体 (F)	処理水ピット	放出実績なし (mg/リットル)

(注) NDは、検出限界未満を示す。

5. 放射性廃棄物の保管廃棄量（令和2年2月分）

ウラン濃縮施設

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量（本）	累積保管廃棄量（本）
放射性固体廃棄物 （使用済遠心機を除く）（注1）	56	12,333
放射性液体廃棄物（注2）	0	32
付着ウラン回収に伴い発生する放射性液体廃棄物（注3）	0	61
付着ウラン回収に伴い発生する放射性気体廃棄物（注3）	0	0

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量 （t SWU/年相当分）	累積保管廃棄量 （t SWU/年相当分）
放射性固体廃棄物 （使用済遠心機）（注4）	0	75

その他施設（研究開発棟）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量（本）	累積保管廃棄量（本）
放射性固体廃棄物（注1）	0	1,235
放射性液体廃棄物（注2）	0	41

（注1）200リットルドラム缶換算本数で示す。

（注2）20リットルドラム缶換算本数で示す。

（注3）80kgポンベ換算本数で示す。

（注4）遠心分離機の分離作業能力換算数で示す。

6. 核燃料物質の在庫量 (令和 年 月 末現在)

ウラン濃縮施設

	天然ウラン	濃縮ウラン	劣化ウラン	回収した 付着ウラン
在庫量				

その他施設 (研究開発棟)

	天然ウラン	濃縮ウラン	劣化ウラン
在庫量			

- (注) 1. 六フッ化ウランの在庫量をシリンダ本数で示す。
 2. 半期毎の報告月に限り記載する。

令和2年度品質保証の実施計画書

2019安品品発第65号

令和2年 3月30日

青森県知事

三村 申吾 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の品質保証の実施計画について別紙のとおり報告します。

以上

六ヶ所ウラン濃縮工場 令和2年度 品質保証実施計画

I. 品質保証の実施計画

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、監査室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムが適切、妥当かつ有効であることが継続していることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、「加工施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

(5) 保安活動の実施

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、火災防護活動のための体制の整備、自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、非常時の措置に係る業務を実施する。

(6) 調達

濃縮事業部長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い、加工施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

(8) 不適合管理

監査室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質保証活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会により、当社全体の品質保証活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質保証活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援するとともに、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(3) 新検査制度への対応

新検査制度を踏まえた品質マネジメントシステムを活用し、安全性向上に向けた活動を推進する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質保証活動を推進する。(年1回以上)

(2) 濃縮事業部と協力会社との連携

濃縮事業部長は、日本原燃安全推進協議会(濃縮事業部)及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質保証活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

5. その他

- (1) 品質保証大会の開催
- (2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

以 上